

平成 18 年 9 月 11 日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
(コード番号 2369 : 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 川井 隆史
(電話 03-5510-2407)

第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権 (いずれも第三者割当) 発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 11 日開催の当社取締役会において、第三者割当による第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権 (以下、「**本新株予約権**」と総称します。) の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

記

【本新株予約権発行の背景】

当社は、個人に適した医療の実現を支援することを目的として、国内外の企業に対し、事業面、技術面、資金面において様々なソリューションを提供しております。様々なソリューションを提供することによる顧客企業の価値増加とともに、当社グループも成長を続けております。

当社グループの各事業、バイオマーカー創薬支援事業、創薬事業、投資・投資育成事業ともに、多様化する顧客ニーズに対応するサービス提供体制を構築しております。さらに各事業のシナジー効果を追求することで、より付加価値の高いサービス提供と当社グループの事業拡大を図ります。

今回の本新株予約権発行により、以下のような事業拡大に必要な資金を機動的に調達することが出来るため、平成 18 年 1 月 12 日に発表した中期経営計画実現に向けた、事業活動の加速と財務基盤充実の両面を実現することが可能であると当社は考えております。それにより、当社グループの各事業は高いパフォーマンスと利益獲得を実現し、株主価値向上を図ってゆく所存であります。

(1) 韓国の大手製薬会社東亜製薬の子会社である東亜ファーマテック社と、創薬事業を中心とした共同事業を展開いたします。

ご注意: この文章は、当社が第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、米国における募集は行われません。

- (2) バイオマーカー創薬支援事業において、大規模なマーケティング活動を行います。
- (3) 投資事業において、アジアを中心に有望な投資先の発掘及び投資活動を行います。

【本新株予約権発行を決定した理由】

当社は今回の資金調達に際して、多様な資金調達手段の検討を重ねて参りました。その結果、以下の理由から本新株予約権発行が最良の方法であると考えております。

- (1) 当社は、当社の選択によりいつでも、本新株予約権を取得し消却することができること。
- (2) 本新株予約権の割当先は、本新株予約権の転換または本新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等の売却以外の空売りを目的とした借株を、当社筆頭株主より行わず、また行う予定もないこと。
- (3) 割当先グループが有する投資家ネットワークを活用することが期待できること。
- (4) 当社が置かれている資金調達環境、資金使途と資金需要時期との関係等を勘案して、もっとも適切な方法であると認められること。

【第1回新株予約権発行に関する事項】

1. 新株予約権の名称
株式会社メディビックグループ第1回新株予約権（以下「**第1回新株予約権**」という。）
2. 発行する第1回新株予約権の数
50個
3. 第1回新株予約権の目的となる株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
 - (1) 種類
当社普通株式
 - (2) 数
第1回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「**交付**」と総称する。）する数（以下「**割当株式数**」という。）は、行使請求に係る第1回新株予約権の数に1,000万円を乗じ、これを下記6.記載の行使価額で除した数とする。但し、第1回新株予約権の行使により1株に満たない端数が発生する場合には、会社法第283条の規定に従い金銭により精算する。
4. 第1回新株予約権の払込金額及びその算定根拠
 - (1) 1個あたり5万円とする。
 - (2) 算定根拠
下記7.及び9.記載のとおり、当社取締役会は2006年10月26日以降いつでも第1回新株予約権の取得を決議することが可能であり、且つ取得される第1回新株予約権は取得日以降行使できないこと、第1回新株予約権を割当てる契約と同時にリーマン・ブラザー証券会社と当社との間で2006年9月11日付 First Facility Agreement（以下「**第1回ファシリティ契約**」という。）が締結され、5億円の低利の無担保融資枠の設定がなされていることその他第1回新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルによる算定結果を参考に、第1回新株予約権1個の払込金額を5万円とした。
5. 払込期日及び本新株予約権の割当日
2006年9月26日（香港時間）
6. 第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産
 - (1) 第1回新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭又は第1回ファシリティ契約に基づく当社に対する一切の金銭債権とする。

(2) 第 1 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使請求に係る第 1 回新株予約権の数に 1,000 万円を乗じた額とする。

(3) 当初における行使価額

第 1 回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの財産の価額（以下、「**行使価額**」という。）は、当初、2006 年 9 月 12 日（当日を含む）からの 5 連続取引日の、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値（円位未満は切り捨てる。）の 100%（以下「**当初行使価額**」という。）とする。

(4) 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、毎週の最終取引日（以下「**行使価額修正日**」という。）を最終日（当日を含む。）とする 3 連続取引日（以下当該連続取引日を「**時価算定期間**」という。）の、東京証券取引所における毎日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値（小数第 2 位まで計算し、その少数第 2 位を切り捨てる。）の 90% に相当する金額（円位未満は切り捨てる。以下「**修正行使価額**」という。）に修正され、当該修正行使価額は、当該行使価額修正日の翌営業日以降適用される。時価算定期間内に、本項(5)で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正行使価額は本要項に従い、調整される。ただし、かかる算出の結果、修正行使価額が当初行使価額の 50%（円位未満は切り捨てる。以下「**下限行使価額**」という。ただし、本項(5)により調整される。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正行使価額とし、また、修正行使価額が当初行使価額の 200%（円位未満は切り捨てる。以下「**上限行使価額**」という。ただし、本項(5)により調整される。）を上回る場合には、上限行使価額をもって修正行使価額とする。

上記にかかわらず、①下記 9.の規定により当社が通知及び公告を行ったときは、通知及び公告を行った日の 2 週間後の同じ曜日の日において、又は②下記 11.にもかかわらず、当社取締役会の承認なくして、Lehman Brothers Asia Capital Company 以外の者に対して譲渡がなされたときは、譲渡がなされた日において、行使価額は、当該日の前日までの 3 連続取引日（当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 300%で円位未満を切り捨てた金額に修正され、修正後の行使価額は、当該日の翌営業日から適用される。以降、毎週最終取引日（以下「**通知・公告・譲渡後修正日**」という。）の翌営業日以降、通知・公告・譲渡後修正日までの各 3 連続取引日（通知・公告・譲渡後修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 300%で円位未満を切り捨てた金額に修正され、修正後の行使価額は、当該通知・公告・譲渡後修正日の翌営業日から適用される。

(5) 行使価額の調整

当社は、第 1 回新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定め

る算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{\text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合等にも適宜行使価額を調整する。

7. 第1回新株予約権を行使することができる期間
2006年9月27日から2008年9月26日（いずれも日本時間）まで。但し、下記9.に従い、当社が第1回新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる第1回新株予約権については、当該取得の効力が発生する日の前日まで。
8. その他の第1回新株予約権の行使の条件
各第1回新株予約権の一部行使はできない。
9. 第1回新株予約権の取得事由及び取得の条件
当社は、2006年10月26日以降いつでも、取締役会決議に従い、会社法第273条第2項（及び一部取得の場合は同法第274条第3項）及び第293条第1項の規定に従って当該取得日の1ヶ月前迄に公告及び通知することにより、取得の際に払込金額と同額を第1回新株予約権者に支払って、残存する第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
10. 第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。その残額を増加する資本準備金の額とする。
11. 第1回新株予約権の譲渡に関する事項
第1回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia LimitedからLehman Brothers Asia Capital Companyに対する譲渡については予めこれを承認する。

12. 新株予約権証券に関する事項

第1回新株予約権にかかる新株予約権証券は、無記名式とする。第1回新株予約権の所持人は、第1回新株予約権にかかる新株予約権証券の記名式への転換を請求できないものとする。

13. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての新株予約権を、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited（特定海外投資家）に割り当てる方法による。

【第2回新株予約権発行に関する事項】

1. 新株予約権の名称
株式会社メディビックグループ第2回新株予約権（以下「**第2回新株予約権**」という。）
2. 発行する第2回新株予約権の数
50個
3. 第2回新株予約権の目的となる株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
 - (1) 種類
当社普通株式
 - (2) 数
第2回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「**交付**」と総称する。）する数（以下「**割当株式数**」という。）は、行使請求に係る第2回新株予約権の数に1,000万円を乗じ、これを下記6.記載の行使価額で除した数とする。但し、第2回新株予約権の行使により1株に満たない端数が発生する場合には、会社法第283条の規定に従い金銭により精算する。
4. 第2回新株予約権の払込金額及びその算定根拠
 - (1) 1個あたり5万円とする。
 - (2) 算定根拠
下記7.及び9.記載のとおり、当社取締役会は2006年10月26日以降いつでも第2回新株予約権の取得を決議することが可能であり、且つ取得される第2回新株予約権は取得日以降行使できないこと、下記8.記載のとおり、第2回新株予約権の行使に条件が付されていること、第2回新株予約権を割当てる契約と同時にリーマン・ブラザーズ証券会社と当社との間で2006年9月11日付Second Facility Agreement（以下「**第2回ファシリティ契約**」という。）が締結され、5億円の低利の無担保融資枠の設定がなされていることその他第2回新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルによる算定結果を参考に、第2回新株予約権1個の払込金額を5万円とした。
5. 払込期日及び本新株予約権の割当日
2006年9月26日（香港時間）
6. 第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産
 - (1) 第2回新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭又は第2回ファシリティ契

約に基づく当社に対する一切の金銭債権とする。

- (2) 第 2 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使請求に係る第 2 回新株予約権の数に 1,000 万円を乗じた額とする。

- (3) 当初における行使価額

第 2 回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、2006 年 9 月 12 日（当日を含む）からの 5 連続取引日の、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値（円位未満は切り捨てる。）の 100%（以下「当初行使価額」という。）とする。

- (4) 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、毎週の最終取引日（以下「行使価額修正日」という。）を最終日（当日を含む。）とする 3 連続取引日（以下当該連続取引日を「時価算定期間」という。）の、東京証券取引所における毎日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値（小数第 2 位まで計算し、その少数第 2 位を切り捨てる。）の 90% に相当する金額（円位未満は切り捨てる。以下「修正行使価額」という。）に修正され、当該修正行使価額は、当該行使価額修正日の翌営業日以降適用される。時価算定期間内に、本項(5)で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正行使価額は本要項に従い、調整される。ただし、かかる算出の結果、修正行使価額が当初行使価額の 50%（円位未満は切り捨てる。以下「下限行使価額」という。ただし、本項(5)により調整される。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正行使価額とし、また、修正行使価額が当初行使価額の 200%（円位未満は切り捨てる。以下「上限行使価額」という。ただし、本項(5)により調整される。）を上回る場合には、上限行使価額をもって修正行使価額とする。

上記にかかわらず、①下記 9.の規定により当社が通知及び公告を行ったときは、通知及び公告を行った日の 2 週間後の同じ曜日の日において、又は②下記 11.にもかかわらず、当社取締役会の承認なくして、Lehman Brothers Asia Capital Company 以外の者に対して譲渡がなされたときは、譲渡がなされた日において、行使価額は、当該日の前日までの 3 連続取引日（当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 300%で円位未満を切り捨てた金額に修正され、修正後の行使価額は、当該日の翌営業日から適用される。以降、毎週最終取引日（以下「通知・公告・譲渡後修正日」という。）の翌営業日以降、通知・公告・譲渡後修正日までの各 3 連続取引日（通知・公告・譲渡後修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 300%で円位未満を切り捨てた金額に修正され、修正後の行使価額は、当該通知・公告・譲渡後修正日の翌営業日から適用される。

- (5) 行使価額の調整

当社は、第 2 回新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る払込金額をもって当

社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}$$

また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合等にも適宜行使価額を調整する。

7. 第2回新株予約権を行使することができる期間
2006年9月27日から2008年9月26日（いずれも日本時間）まで。但し、下記9.に従い、当社が第2回新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる第2回新株予約権については、当該取得の効力が発生する日の前日まで。
8. その他の第2回新株予約権の行使の条件
各第2回新株予約権の一部行使はできない。
9. 第2回新株予約権の取得事由及び取得の条件
(1) 当社は、2006年10月26日以降いつでも、取締役会決議に従い、会社法第273条第2項（及び一部取得の場合は同法第274条第3項）及び第293条第1項の規定に従って当該取得日の1ヶ月前迄に公告及び通知することにより、取得の際に払込金額と同額を第2回新株予約権者に支払って、残存する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
10. 第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。その残額を増加する資本準備金の額とする。
11. 第2回新株予約権の譲渡に関する事項
第2回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited から Lehman Brothers Asia

Capital Company に対する譲渡については予めこれを承認する。

12. 新株予約権証券に関する事項

第 2 回新株予約権にかかる新株予約権証券は、無記名式とする。第 2 回新株予約権の所持人は、第 2 回新株予約権にかかる新株予約権証券の記名式への転換を請求できないものとする。

13. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての新株予約権を、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited (特定海外投資家)に割り当てる方法による。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1)手取金の使途

本新株予約権行使手取金額は、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に先立ちリーマン・ブラザーズ証券会社との間で締結される第1回ファシリティ契約及び第2回ファシリティ契約に基づく借入れの返済に使用され、第1回ファシリティ契約及び第2回ファシリティ契約に基づく借入れは、創薬事業、投資事業及び事業拡大の運転資金として利用される予定です。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3)業績に与える見通し

第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行による平成18年12月期の連結及び単体の業績予想（平成18年8月11日発表）に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社グループでは、株主への利益還元についても重要な経営課題であると認識しており、業績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の配当の実施を検討する方針であります。しかし当面は、確固たる競争力を早期に築くことが最優先の経営課題と認識しておりますので、事業基盤を拡充し、累積損失の解消に努める方針であります。

(2)過去3決算期間の配当状況等（連結）

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
1株当たり当期純損失	-円	8415.51円	5260.03円
1株当たり年間配当金	-円	-円	-円
実績配当性向	-	-	-
株主資本当期純利益率	-%	-%	-%
株主資本配当率	-	-	-

(注)1 1株あたりの当期純利益の算定においては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2 各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の当期配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

4 平成16年12月期より連結財務諸表を作成しているため、平成15年12月期については記載し

ておりません。

3. その他

(1)潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、提出日（平成 18 年 9 月 11 日）時点の潜在株式数は 41,576.2 となり、発行済株式総数 81989.35 株に対する潜在株式数の比率は 50.70%になる見込みであります。

（注）潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数及び、今回発行する新株予約権が全て当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する新株予約権の当初の行使価額につきましては、平成 18 年 9 月 8 日現在の終値で算出しております。

(2)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンス

転換社債型新株予約権付社債

決議日 平成 16 年 9 月 17 日（取締役会決議）

目的たる株式数 普通株式 8791.20 転換価額 1 株あたり 91,000 円

行使期間 平成 16 年 10 月 8 日から平成 19 年 10 月 3 日まで

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期
始値	—	507,000 円	106,000 円	94,600 円
高値	792,000 円	627,000 円 ◇316,000 円	174,000 円	108,000 円
安値	398,000 円	100,000 円 ◇100,000 円	83,600 円	56,800 円
終値	503,000 円	106,000 円	93,600 円	59,400 円
株価収益率	718.1 倍	—	—	—

（注）1 株価収益率は、決算期末の株価（株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値。）を 1 期前の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

2 ◇印は、株式分割権利落後の株価であります。

3 平成 18 年 12 月期の株価については、平成 18 年 9 月 8 日現在で表示しております。

以 上